

別記様式（第 9 条関係）

食品の放射性物質測定依頼書

年 月 日

（宛先） 大田区長

依頼者 住 所

氏 名

連絡先

私は、食品の放射性物質測定実施要綱の内容を承諾の上、同要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり依頼します。

測定を依頼するに当たっては、裏面の事項に同意します。

検体名（品目名）			
検 体 分 類	<input type="checkbox"/> 流通食品 <input type="checkbox"/> 自家生産食品等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
購入店名（流通品） 又は 生産者名（自家生産食品等）			
購入店所在地（流通品） 又は 生産者所在地 （自家生産食品等）			
産 地 名		購入日	

受付記入欄（記入しないでください）			
重量	<input type="checkbox"/> 約 1 kg 以上（ ）g	検体番号 No.	
レシート確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	使用状況	<input type="checkbox"/> 未使用（未開封）
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	担 当 者	

## 同 意 事 項

- 1 依頼書の内容に虚偽の記載があった場合、測定を中止します。その際、検体は返却します。
- 2 測定後の検体は原則として返却します。
- 3 区に過失のない不慮の事故などにより測定の実施が不可能となった場合、測定結果は交付できません。
- 4 依頼書の内容及び測定結果は、個人情報を除いて放射性物質研究に係る研究機関や他の行政機関に提供することがあります。
- 5 測定事務処理のため、依頼書の受付などは、委託団体が行います。
- 6 大田区食品の放射性物質測定実施要綱 第 14 条に定める禁止事項を遵守していただきます。
- 7 測定結果については、別紙「測定結果についての注意事項」の内容に同意していただきます。

### 大田区食品の放射性物質測定実施要綱 ※抜粋

#### (禁止事項)

第 14 条 依頼者は、測定結果を利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 営利目的の使用

(2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する

ひぼう

誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれがある活動

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が禁止する行為

2 前項各号に規定する行為を行ったことが判明した場合には、当該依頼者及びその補助をした者は、以後の測定を受けることはできないものとする。